

議第 105 号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

1 譲与する財産

【建物】

所在地	建物名称	構造	延床面積
下呂市馬瀬中切 字大屋垣内1852番地 7	(旧) 体育館	鉄筋コンクリート造 合金メッキ鋼板葺 2階建	1,031.32㎡

2 譲与する相手方

岐阜県加茂郡富加町羽生 2146 番地 2

豊実精工株式会社 代表取締役 今泉 由紀雄

3 譲与する理由

民間事業者による旧馬瀬中学校校舎の有効活用が図られる中、同事業者の新たな事業展開による当該財産の活用に対し、施設利用者や地域の理解が得られ、雇用の創出、馬瀬地域の更なる活性化等が期待されることから譲与するもの。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

